

えがお
愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会

専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会会則第14条第4項の規定に基づき、愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定める。

(種類)

第2条 専門委員会の種類は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 役員は、愛顔つなぐえひめ国体・えひめ大会実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第4条 専門委員会は、委員長が招集し、議長となる。

2 専門委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 専門委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 やむを得ない理由のため委員会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の者を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2項の規定の適用については、専門委員会に出席したものとみなす。

5 委員長は、やむを得ないと認められる事項又は軽易な事項については、書面による表決を求め、これをもって専門委員会に代えることができる。

6 専門委員会は、必要あるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聞くことができる。

(部会)

第5条 専門委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第6条 この規程に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成18年4月25日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年3月24日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年3月23日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月21日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年8月3日から施行する。

別表（第2条関係）

総務専門委員会
施設専門委員会
競技専門委員会
広報・県民運動専門委員会
宿泊・衛生専門委員会
輸送・交通専門委員会
式典専門委員会
警備・消防専門委員会
全国障害者スポーツ大会推進委員会